

参考資料

漁港漁場整備法について

平成27年1月

水産庁

漁港漁場整備法の体系

目的

第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

指定

- 第1種漁港** (利用範囲が地元の漁業を主とするもの)
 - ・原則として市町村長が指定 (区域は農林水産大臣への報告)
- 第2種漁港** (利用範囲が第1種よりも広く、第3種に属さないもの)
 - ・原則として都道府県知事が指定 (区域は農林水産大臣への報告)
- 第3種漁港** (利用範囲が全国的なもの。特定第3種漁港を含む)
 - ・農林水産大臣が水産政策審議会の議を経た上で指定
- 第4種漁港** (離島等にあつて漁場開発又は避難上特に必要なもの)
 - ・農林水産大臣が水産政策審議会の議を経た上で指定

整備

- 漁港漁場整備基本方針**
 - ・農林水産大臣は、漁港漁場整備事業 (漁港施設の新築、魚礁の設置等) の推進に関する基本方針の策定
- 漁港漁場整備長期計画**
 - ・農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を内容とする長期計画の案を策定し、閣議決定
- 特定漁港漁場整備事業**
 - ・国、地方公共団体等が特定漁港漁場整備事業 (漁港漁場整備事業のうち重要なものとして一定の要件に該当するもの。) を施行しようとする場合には、基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を策定
 - ・特定漁港漁場整備事業を実施する場合の国の負担・補助率について規定

維持管理

- 漁港管理者の決定**
 - ・原則第1種漁港は市町村、第2種漁港から第4種漁港までは都道府県
- 漁港管理規程の制定**
 - ・漁港管理者は、漁港管理規程 (条例) を定め、適正に漁港を維持管理
- 漁港施設の処分制限**
 - ・漁港施設の所有者等による漁港施設の処分制限
- 漁港の保全**
 - ・漁港管理者による漁港の区域内における行為制限等

「漁港」とは

第2条 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第6条第1項から第4項までの規定により指定されたものをいう。

水域

施設

陸域

漁港区域 平成〇年〇月〇日 農林水産省告示第〇〇号

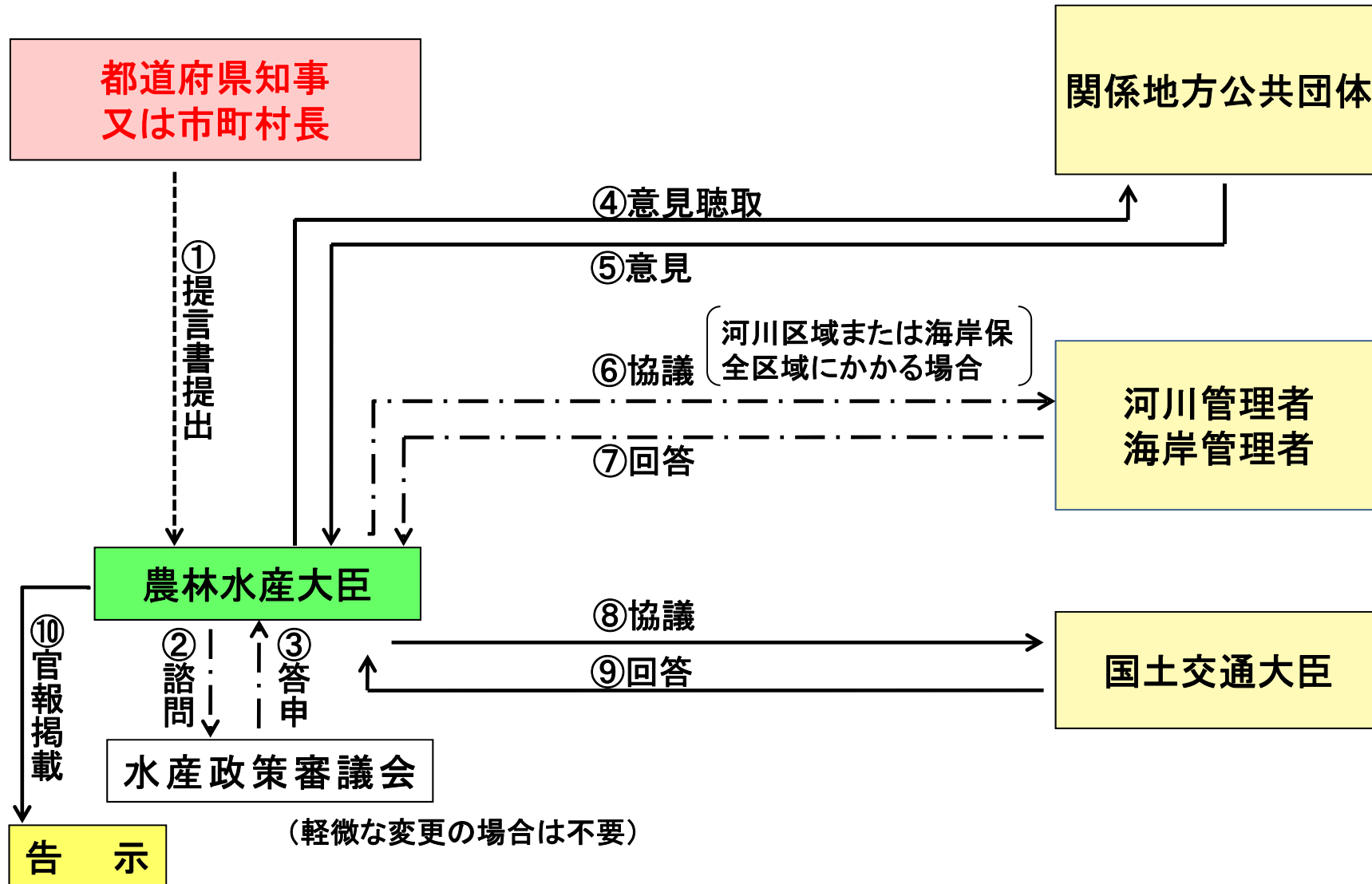
漁港の種類と補助

漁港の種類 (法第5条)		指定権者 (法第6条)	漁港管理者 (法第25条)	特定漁港漁場整備事業(注)の国の負担・補助率
第1種	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	原則として市町村長	原則として市町村	1/2
第2種	利用範囲が第1種よりも広く、第3種に属しないもの	原則として都道府県知事	原則として都道府県	
第3種	利用範囲が全国的なもの	農林水産大臣	原則として都道府県	
特定第3種	水産業の振興上、特に重要な漁港で政令で定めるもの(全国13港)			1/2 〔防波堤、衛生管理型荷さばき所等は2/3〕
第4種	離島等にあつて漁場開発又は避難上特に必要なもの	農林水産大臣	原則として都道府県	1/2 〔防波堤等は2/3〕

(注) 特定漁港漁場整備事業とは、漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件(計画事業費が一事業につき20億円超等)に該当するもの。

農林水産大臣が指定等を行う場合

(法第6条第3項・第4項・第6項・第8項・第9項・第10項)



漁港区域を港湾区域に拡大した事例（八幡浜漁港の場合）

1 漁港の概要

- 都道府県名 愛媛県
- 漁港名、種類 八幡浜、第三種
- 漁港管理者名 八幡浜市
- 漁港指定年月日 昭和26年8月21日農林省告示第299号

2 漁港の区域の変更理由等

魚市場等の拡充整備等を実施するための施設整備用地を確保するため。

3 漁港の区域の変更経緯等

- 平成14年10月29日 八幡浜市から提言書の提出
- 平成14年11月12日 農林水産大臣から、漁港の指定内容の変更について、法に基づき関係機関へ照会
 - ①愛媛県知事へ意見聴取（11月21日付け文書により「異存ない」旨を確認）
 - ②八幡浜市長へ意見聴取（11月19日付け文書により「異存ない」旨を確認）
 - ③国土交通大臣へ協議（12月20日付け文書により「支障ない」旨を確認）
- 平成15年1月14日 農林水産省告示第16号により漁港の区域を変更



漁港漁場整備事業について

○ 漁港漁場整備事業は、漁港の区域内において実施

第3条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

イ 外郭施設

防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

ロ 係留施設

岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場

ハ 水域施設

航路及び泊地

二 機能施設

(中略)

ト 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設

荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場

(中略)

第4条 この法律で「漁港漁場整備事業」とは、次に掲げる事業で国、地方公共団体又は水産業協同組合が施行するものをいう。

- 一 漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠壊の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業

(以下略)

境漁港の整備について



高度衛生管理対策の内容

「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」により内容を決定

- ・漁業種毎に陸揚エリアを設定
- ・搬入・搬出エリア等により区分(ゾーニング)
- ・人及び一般車両の入場管理
- ・囲壁による鳥獣類の侵入、糞尿や塵埃など異物混入防止
- ・電動フォークリフトの導入による排ガス汚染防止
- ・清浄海水の使用
- ・水産物や水質等の定期検査の実施など

現在の状況

- ・ゾーニングが不徹底
- ・車両進入による排ガスの影響
- ・木箱の使用
- ・水産物を直接床に置いており、不衛生

整備後(イメージ)

岸壁と荷さばき施設の一体的整備

(断面図イメージ)

漁港における高度衛生管理型荷さばき所の整備について

1 趣旨

水産物の安定供給体制を構築していくため、水産物の集出荷の拠点となる漁港において、生産・流通の効率化、品質・衛生管理の高度化に資する施設の整備を推進

2 高度衛生管理型荷さばき所の要件

- (1) 高度衛生管理計画の策定
- (2) 水産物の取扱量が8,000t以上かつ取扱金額が14億円以上

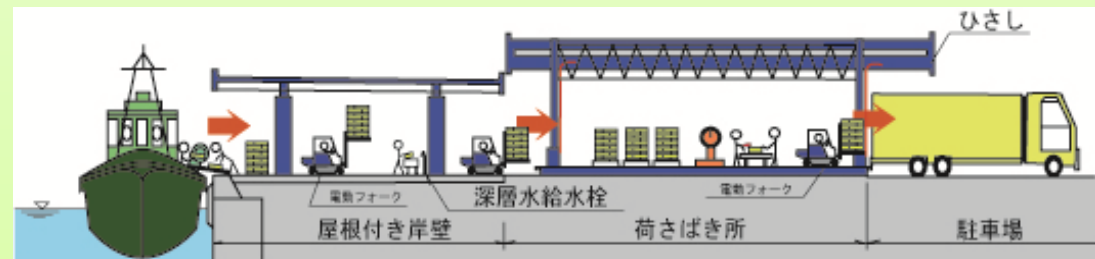
3 事業実施主体

国、地方公共団体、水産業協同組合

4 負担・補助率

1/2

特定第3種漁港にあっては、荷さばき所及び陸揚げ岸壁のうち、農林水産大臣が定める基準を満たすものは 2/3



○ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準
について（平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）

（定義）

第2条 この通知において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助対象財産 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条各号に定めるものをいう。
- 二 処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。
- 三 財産処分 補助対象財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。
- 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
- 五 長期利用財産 補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。
- 2 （略）

（財産処分に係る承認申請等）

第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、農林水産大臣（法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

（地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

第4条 補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第2号）を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす（別表2参照）。

- 2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第3号）により、農林水産大臣に申請し、そ

の承認を受けるものとする。

- 一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合
- 二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合
- 三 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。
- 四 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を財産処分しようとするときには、補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表2に掲げる手続きによることができるものとする。

別表 1 (第 3 条関係)

用途	区分	承認条件	国庫納付額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	国庫納付し種納付報告(注1)の内容を併用し、国庫納付し種納付報告(注2)の内容を併用する。	目的外使用部分に於ける償還率(損失乗し)は、国庫補助率に引いた金額を乗じて算出する。	及産対場場で来収てを庫庫補助するに於ける償還率(損失乗し)は、国庫補助率に引いた金額を乗じて算出する。
	補助事業を中止する場 道路等より狭き場	国庫納付	償還率に引いた金額を乗じて算出する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ない場合に限り、
譲渡	有債	国庫納付し種納付報告(注1)の内容を併用し、国庫納付し種納付報告(注2)の内容を併用する。	償還率に引いた金額を乗じて算出する。	集落を基礎とした場合に、農林水産省が、国庫補助率に引いた金額を乗じて算出する。
	無債	国庫納付し種納付報告(注1)の内容を併用し、国庫納付し種納付報告(注2)の内容を併用する。	償還率に引いた金額を乗じて算出する。	集落を基礎とした場合に、農林水産省が、国庫補助率に引いた金額を乗じて算出する。
交換	下取交換の場合	国庫納付し種納付報告(注1)の内容を併用し、国庫納付し種納付報告(注2)の内容を併用する。	償還率に引いた金額を乗じて算出する。	集落を基礎とした場合に、農林水産省が、国庫補助率に引いた金額を乗じて算出する。
	下取交換以外の場合	国庫納付し種納付報告(注1)の内容を併用し、国庫納付し種納付報告(注2)の内容を併用する。	償還率に引いた金額を乗じて算出する。	集落を基礎とした場合に、農林水産省が、国庫補助率に引いた金額を乗じて算出する。
貸付け	有(遊休期間内)の一時貸付け	国庫納付し種納付報告(注1)の内容を併用し、国庫納付し種納付報告(注2)の内容を併用する。	償還率に引いた金額を乗じて算出する。	集落を基礎とした場合に、農林水産省が、国庫補助率に引いた金額を乗じて算出する。
	無(遊休期間内)の一時貸付け	国庫納付し種納付報告(注1)の内容を併用し、国庫納付し種納付報告(注2)の内容を併用する。	償還率に引いた金額を乗じて算出する。	集落を基礎とした場合に、農林水産省が、国庫補助率に引いた金額を乗じて算出する。
担保	補助融資の要する場	国庫納付し種納付報告(注1)の内容を併用し、国庫納付し種納付報告(注2)の内容を併用する。	償還率に引いた金額を乗じて算出する。	集落を基礎とした場合に、農林水産省が、国庫補助率に引いた金額を乗じて算出する。

(注 1) 財産処分の承認時に定められた報告期間 (又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間) につき当該財産の利用状況の報告すること。
(注 2) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間 (処分制限期間の残期間内) につき当該財産の利用状況を報告すること。
(注 3) 他の法令に基づく許可等(※)を受けた場合には、当該許可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。
(※) 許可等とは、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 3 号に規定する許可等をいう。
(備考 1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。
(備考 2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
(備考 3) 農林水産大臣は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

別表 2 (第 4 条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項
目的外使用	収益が見込まれる場合	—	—	第 1 項による報告
		国庫納付	財産処分により生じる収益 (損失補償金を含む。) に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第 2 項による申請
譲渡	無償	—	—	第 1 項による報告
		国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第 2 項による申請
貸付け	無償	—	—	第 1 項による報告
		国庫納付	貸付けにより生じる収益 (貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額) に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第 2 項による申請
市町村合併に伴うもので補助目的に利用により 10 年を経過していないもの	市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 40 年法律第 6 号) に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) に基づく合併市町村基本計画に基づいて財産処分される場合	—	—	第 1 項による報告
		国庫納付	財産処分により生じる収益 (損失補償金を含む。) に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第 2 項による申請
上記以外の場合 (農林水産大臣が適当であると個別に認めるものに限る。)	収益が見込まれる場合	—	—	第 2 項による申請
		国庫納付	財産処分により生じる収益 (損失補償金を含む。) に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第 2 項による申請

(備考 1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考 2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。